

## 広島県公安委員会告示第 62 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 9 月 26 日

広島県公安委員会

委員長 北 川 祐 治

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 ( 住 所 )	製造業者名 ( 住 所 )
2 P08 35	告示の日 (令和 4 年 9 月 26 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	Pネオモンスター ハウスMXL	株式会社竹屋 代表取締役 梁川 誠市 (愛知県春日井市美濃町二 丁目 98 番地)	左同
2 P06 45	同上	同上	P G I 優駿倶楽部 2MR	株式会社コナミアミューズ メント 代表取締役 沖田 勝典 (愛知県一宮市高田字池尻 1 番地)	左同
210120	同上	同上	P 銀河鉄道 999N J H 1 A Z 3	株式会社アムテックス 代表取締役 水島 勇治 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同
2 S08 66	同上	回胴式遊 技機	Lアナザーリノヘ ブンCC	山佐株式会社 代表取締役 佐野 慎一 (岡山県新見市高尾 362 番地 の 1)	左同
2 S07 49	同上	同上	LバキL 3	株式会社オリンピア 代表取締役 兼次 民喜 (東京都台東区東上野一丁 目 16 番 1 号)	左同